

社会福祉法人新座市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人新座市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。

(報酬の支給)

第3条 会長に報酬を支給する。

2 報酬は別表に掲げる額とし、その職務に就いた月から職務を離れた月までの報酬を支給する。ただし、それらの月の在任日数が15日未満の場合は支給しない。

3 報酬は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人から預金口座への振込みの申出があるときは、本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

(費用弁償の支給)

第4条 役員等が本会業務のため、会議等の職務に従事したときは、会議等出席の都度、別表に掲げる費用弁償を支給する。

2 費用弁償は通貨をもって本人に支給する。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年6月23日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条及び第4条関係）

区分	報酬		費用弁償	
	支給区分	金額	支給区分	金額
会長	月額	100,000円	日額	2,000円
理事				2,000円
監事				2,000円
評議員				2,000円